民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律施行規則抜粋

附　則

（職権の委任）

第９条

２　法附則第６条第４項及び第５項の権限並びに法附則第７条第２項において準用する空港法に規定する国土交通大臣の権限で次に掲げるものは、地方航空局長も行うことができる。

⑵　空港法第39条第２項の権限

４　（略）

空港法抜粋

（報告徴収及び立入検査）

第39条　（略）

第８号様式（附則第８条関係）

（表）

（略）

民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律
附則第16条の規定により適用する
空港法第39条第３項の規定による検査員証

（略）

（裏）

民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律抜粋

附　則

（特定地方管理空港に係る空港法等の特例）

第18条　特定地方管理空港運営者が特定地方管理空港の運営等を行う場合における空港法の規定の適用については、同法第12条第１項中「空港管理者」とあるのは「民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律（平成25年法律第67号）附則第16条第２項第３号に規定する特定地方管理空港運営者（以下「特定地方管理空港運営者」という。）」と、同条第３項中「空港管理者（国土交通大臣を除く。次項及び次条において同じ。）」とあり、同条第４項及び同法第13条中「空港管理者」とあり、同法第14条第２項第２号中「次条第３項に規定する指定空港機能施設事業者」とあり、同法第26条第２項第２号及び第５項中「指定空港機能施設事業者」とあり、同法第39条第１項中「空港管理者（国土交通大臣を除く。次項及び次条において同じ。）及び指定空港機能施設事業者」とあり、並びに同条第２項中「空港管理者及び指定空港機能施設事業者」とあるのは「特定地方管理空港運営者」と、同法第40条中「空港管理者、指定空港機能施設事業者」とあるのは「空港管理者（国土交通大臣を除く。）、特定地方管理空港運営者」とする。この場合において、空港整備法及び航空法の一部を改正する法律附則第３条第３項の規定は、適用しない。

民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律施行規則抜粋

附　則

（職権の委任）

第９条

２　法附則第６条第４項及び第５項の権限並びに法附則第７条第２項において準用する空港法に規定する国土交通大臣の権限で次に掲げるものは、地方航空局長も行うことができる。

⑵　空港法第32条第２項の権限

４　（略）

空港法抜粋

（報告徴収及び立入検査）

第32条　（略）

第８号様式（附則第８条関係）

（表）

（略）

民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律
附則第16条の規定により適用する
空港法第32条第３項の規定による検査員証

（略）

（裏）

民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律抜粋

附　則

（特定地方管理空港に係る空港法等の特例）

第18条　特定地方管理空港運営者が特定地方管理空港の運営等を行う場合における空港法の規定の適用については、同法第12条第１項中「空港管理者」とあるのは「民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律（平成25年法律第67号）附則第16条第２項第３号に規定する特定地方管理空港運営者（以下「特定地方管理空港運営者」という。）」と、同条第３項中「空港管理者（国土交通大臣を除く。次項及び次条において同じ。）」とあり、同条第４項及び同法第13条中「空港管理者」とあり、同法第14条第２項第２号中「次条第３項に規定する指定空港機能施設事業者」とあり、同法第32条第１項中「空港管理者（国土交通大臣を除く。次項及び次条において同じ。）及び指定空港機能施設事業者」とあり、並びに同条第２項中「空港管理者及び指定空港機能施設事業者」とあるのは「特定地方管理空港運営者」と、同法第33条中「空港管理者、指定空港機能施設事業者」とあるのは「空港管理者（国土交通大臣を除く。）、特定地方管理空港運営者」とする。この場合において、空港整備法及び航空法の一部を改正する法律附則第３条第３項の規定は、適用しない。